

令和8年度 松本市会計年度任用職員募集要項(埋蔵文化財発掘調査員・史跡整備研究専門員)

1 採用予定人数及び職務内容

採用予定人数	職務内容
1名	(1) 埋蔵文化財の発掘調査に関する以下の項目 ア 発掘調査現場での指導監督または補助 イ 諸記録の作成 ウ 出土遺物等の整理 (2) 埋蔵文化財の発掘調査報告書の作成に関すること (3) 埋蔵文化財保護の指導及び補助に関すること (4) 埋蔵文化財の普及公開に関すること (5) 史跡整備事業に関すること (6) その他埋蔵文化財及び史跡整備に関すること

2 勤務条件

任用期間	令和8年9月1日以降から令和9年3月31日まで (職務成績等により、再度任用することがあります)
勤務場所	松本市内各地の発掘現場又は 松本市文化観光部 文化財課埋蔵文化財担当・史跡整備担当 (松本市中山3738-1)
報酬	月額220,800円 ※勤務年数、国の人事院勧告により変動する場合があります。
諸手当	条例、規則等に定めるところにより通勤費相当額、期末・勤勉手当を支給
支給日	毎月21日(原則)
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
勤務日 及び休日	勤務日:週5日勤務(原則月曜日～金曜日) 休日:土曜、日曜、祝日及び年末年始
勤務時間	原則 8時30分～17時00分(休憩時間1時間) ※時間外勤務の可能性もあり
休暇	条例に定めるところにより年次有給休暇を付与 各種休暇制度あり
職員駐車場	あり

3 応募要件

- (1) パソコン操作(ワード・エクセルでの書類作成ができる方、イラストレーターなどでの図版作成等ができれば尚可)
- (2) 普通自動車運転免許を保有し、自家用車で通勤可能な方
- (3) 大学または大学院で考古学、歴史学を専攻し、埋蔵文化財の発掘調査や調査報告書作成の知識や経験のある方は
尚可

4 その他

・今年度すでに会計年度任用職員採用選考に応募された方は、同一職種の応募はできません。

・採用となった場合、任用開始前に健康診断書を提出していただきます。